

## 8. 企業の FTA 活用策

### イ. 調査の目的

国・地域間の関税および非関税措置を削減・撤廃する FTA（自由貿易協定）は、WTO の多国間交渉が行き詰まるなか、2000 年以降発効件数が急速に増加した。同じく 2000 年以降に世界の貿易額は著しく増加、FTA は世界の貿易を大きく促進した。関税の自由化に伴い FTA の利用は年々増加し、企業は FTA を考慮した生産拠点の再編成といった動きも見せている。また、交渉が進む TPP（環太平洋経済連携協定）が妥結すれば、我が国の貿易にも大きな影響を与えるだろう。

このように FTA がますます重要となる状況において、企業側も FTA の利用により関税の節約が可能で、コストの削減に繋がることは理解している。しかし、FTA がもたらす具体的な効果や運用において直面する問題に触れている資料は決して多くは無く、特に中堅・中小企業にとっては FTA の活用方法について十分な情報が提供されているとは言い難い。そこで、今回は我が国の企業にとって関係の深い東アジア地域を中心に、企業の FTA の活用状況や輸入コストへの影響、運用上の問題点について調査を行った。

### ロ. 調査結果の概要

#### 第 1 章 企業の FTA 利用の可能性

企業による FTA 利用は着実に増加している。FTA は一義的には関税支払の節減のために利用されるが、重要性を増しているのは生産ネットワークの構築を目的とする FTA 利用である。これは戦略的な FTA 利用であり、代表的な事例は ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の ASEAN 域内の生産拠点の再編のための利用である。ASEAN+1FTA や交渉中の TPP も戦略的に利用される FTA となろう。

FTA の利用は関税撤廃が中心だったが、今後はその他の分野での利用にも注目すべきである。先進国では農業分野を除き工業製品関税は引下げられてきているからだ。非関税障壁の撤廃は EU が重視しており、EU 韓国 FTA では特定産業の非関税障壁撤廃が規定された。日 EUFTA では非関税障壁が交渉の焦点となっており、AFTA でも取り組みを始めた。

サービス貿易では、WTO のサービス貿易協定（GATS）での約束を上回る自由化を FTA でどこまで実現できるかがポイントとなる。GATS の約束レベルは低く、とくに途上国では FTA でサービス投資（モード 3）の自由化範囲を拡大することが望まれる。

投資は WTO ではサービスを除き協定がない。そのため、FTA での自由化交渉は重要である。途上国は投資誘致のための自由化政策を進めているが、全ての国を対象とする自由化レベルを上回る自由化が FTA 交渉の目的となる。

第 3 国間の FTA によるサービス、投資の自由化を日本企業が利用することは可能である。

FTA のサービスと投資自由化規定には、「利益の否認」規定により FTA 当事国の企業以外は自由化の恩恵の対象外となっているが、「実質的に事業を行っている」企業は恩恵の対象となるからだ。

政府調達も FTA により市場参入が可能となる分野であり、TPP により WTO の政府調達協定に参加していない TPP 参加国の政府調達への参加の道が開けるだろう。

## 第2章 企業から見た FTA の利用と課題

FTA の締結は、企業が FTA を活用して関税の減免を享受できて始めてメリットがある。だが、実際に企業が関税減免のメリットを享受するには、いくつかの障壁がある。

企業が FTA による輸入関税の減免を受けるためには、輸入者が輸入税関に対し、FTA 原産地証明書を提示しなくてはならない。その FTA 原産地証明書の申請は輸出者が行う。その際、輸入者と価格交渉等の十分な事前協議をせず、輸入者から言われるままに FTA 原産地証明書を取得すると、輸出者はコストとコンプライアンス上のリスクのみを負うことになる。輸出振興に資する FTA 活用を促進させたいと考えた場合には、輸出国側で十分な情報提供と FTA 活用のノウハウを持った人材育成が不可欠である。

また、FTA を活用する際には、HS コードや FTA の税率、原産地規則など、多くの情報を収集しなくてはならない。企業は輸出相手国ごとに、異なる形式のデータベースを検索するなど、協定の原文を地道に調べる必要がある。その労力もコストに上乘せされる。

FTA 活用上の課題は、少しずつ解決されつつあるが、FTA 活用時の HS コードの統一、FTA に関するデータベースや相談窓口、事前教示制度の整備、原産地証明書の価格記載要件撤廃及び電子化などについては、更なる改善が期待される。

## 第3章 東アジア地域の貿易動向と輸入コストへの影響

2000 年以降の世界貿易は、輸出における中国の急速な拡大と日本の伸び悩みが特徴的であった。東アジア地域では従来、日本の輸出拡大をけん引してきた機械・電機において日本のシェアが急速に減少、中国が大きく台頭した。また、ASEAN の各国も輸出を拡大しており、タイは輸送機械・部品、ベトナムは機械・電機で各国におけるシェアを高めつつある。

こうした貿易構造の変化と同時に、FTA の発効件数も大幅に増加した。FTA による関税の削減は製品のコスト競争力の増加につながるが、今回調査した ASEAN 自由貿易協定 (AFTA)、ASEAN 中国自由貿易協定 (ACFTA)、そして日本との間に締結された日本-タイ経済連携協定 (JTEPA)、日本-インドネシア経済連携協定 (JIEPA) を比較すると、日本との JTEPA、JIEPA は他の FTA に比べて関税削減がもたらす効果は小さかった。

今後は日本の企業においても、海外の拠点を結ぶ第三国間の FTA を使いこなすことがますます重要になってくる。日本でも AFTA や ACFTA などの第三国間 FTA について、より多くの情報を提供する必要がある。

#### 第4章 タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題

1993年に発効した ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) は、22年を経た 2015年、後発加盟国が一部の品目を猶予措置として関税を残している以外は全ての関税を撤廃、完成した。その結果、ASEAN10カ国の自由化率は90%台半ばに達し、AFTAは高水準の FTA となった。

ASEAN の域内統合の柱である AFTA は、東アジア経済統合の核となり、今や ASEAN は東アジアで5つの FTA を構築するまでになった。これら5つの ASEAN+1FTA も、関税の低減に伴い、FTA 利用率は年々高まるとともに、企業は最適地での集中生産・相互補完を求め、拠点の統廃合が活発化するなど、東アジア大で FTA がもたらしたインパクトは大きい。

しかし、5つの ASEAN+1FTA は、各々自由化率のみならず、利用条件、原産地規則も異なる。これが利用企業の負担となっている。更に、実務ベースでは、輸出入国での関税番号の相違、Back to Back とリ・インボイスの併用の否認、関税番号変更基準を用いた累積に関する関係当局間の認識の相違など、FTA を利用する上で様々な問題が発生している。これら問題を抱えながらも、FTA は企業にとって欠くことの出来ないインフラとなっている。

#### 第5章 北陸企業のグローバル化と FTA 利用—繊維産業と ASEAN を中心に—

海外取引における FTA (自由貿易協定) の利用は着実に拡大しつつある。しかし地方においては大都市圏と異なり中堅・中小企業が主体となることから、グローバル企業の国際化戦略とは同列に論じることができない。ここでは北陸三県の現況と、各県において共通してシェアの高い繊維産業を中心に議論をする。近年の繊維製品輸入は中国からの比率が減少傾向にあり、替わって ASEAN からの輸入が拡大しつつある。

ASEAN 各国における繊維産業の工程別の発展段階の違いが見られる。また ASEAN からの繊維製品輸入に際して、関税の減免を受けるための特恵関税利用や、ASEAN 各国との二国間、包括的 EPA の利用がおこなわれている。繊維製品に関しては原産性の判断が複雑で、各工程でどのような部材が生産、調達され加工されているかの工程基準を理解して制度を利用する必要がある。

(この報告書は、公益財団法人 JKA からの競輪の補助金により作成した。)